

知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針

1 試行の目的

知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者については、その供述の任意性、信用性等をめぐる争いが生じやすいと考えられることから、公判において、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするために、いかなる方策が有効であるかを検討することを目的として、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察における取調べについて録音・録画を試行するものである。

2 試行開始日

平成24年5月1日

3 試行の対象とする事件等

- (1) 試行の対象は、罪種にかかわらず、知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者に係る事件とする。具体的には、知的障害に係る公的な認定（療育手帳等の発給事実等）の有無及びその程度を踏まえ、さらに、次のア及びイの事項を参酌し、公判において供述の任意性、信用性等をめぐる争いが生じるおそれがあるか否かを総合的に判断して選定するものとする。

ア 取調べにおける供述内容や態度等から判断される当該被疑者の知的能力又は特性

イ 当該被疑者の生育歴、性格等に関する家族等関係者からの聴取結果

- (2) 試行対象事件であっても、「裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針」（平成24年3月29日付け警察庁丙刑企発第18号別紙）の3(1)から(3)までに該当する場合は、対象から除外するものとする。
- (3) 試行は、試行の目的に照らし、供述の状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲内で、身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べを対象として、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等

を考慮した上で、可能な限り広く録音・録画を実施するものとする。

4 裁判員裁判対象事件に係る試行指針の準用

録音・録画をする際の留意事項、録音・録画に係る記録媒体の取扱い及び警察庁への報告については、「裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針」の5から7までを準用する。

5 その他留意事項

本通達に基づく試行に当たっては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第168条の2（精神又は身体に障害のある者の取調べにおける留意事項）の規定に基づき、被疑者の特性を十分に理解し、適切な方法により取調べを行うこと。具体的には、取調べ時間、被疑者に対する発問方法や取調べ官の態度に配慮するとともに、供述の任意性、信用性等に疑念を抱かれないよう供述調書の作成方法等を工夫すること。